

# 宮津市公報

平成24年2月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目次

### 規 則

- 1 宮津市子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

### 告 示

- 4 国民健康保険被保険者証の無効 ..... 1  
5 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定有効期間満了に伴い継続指定をしなかった者 ..... 1  
6 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届 ..... 2  
7 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 ..... 2

### 公 告

- 1 公示送達 ..... 2  
2 平成23年度農用地利用集積計画の縦覧 ..... 3  
3 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧 ..... 3  
4 宮津市森林整備計画案の縦覧 ..... 4

### 水 道 企 業

#### 〈告 示〉

- 1 宮津市指定給水装置工事業者の指定の取消し ..... 4  
2 宮津市指定給水装置工事業者の事業廃止届 ..... 5

### 教 育 委 員 会

#### 〈告 示〉

- 1 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 5

### 農 業 委 員 会

#### 〈告 示〉

- 1 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 5

規 則

宮津市子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月25日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市規則第1号

宮津市子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

宮津市子ども手当の支給に関する規則（平成22年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）」に、「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号）」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第120号）」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

## 宮津市告示第4号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成24年1月17日

宮津市長 井上正嗣

## 記

## 一般被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0000364	平成22年7月20日	平成23年12月26日	
宮 - 0005617	平成22年4月1日	平成23年12月22日	
宮 - 0017300	平成22年12月28日	平成23年12月27日	

## 退職被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号67260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0015028	平成23年10月5日	平成23年12月20日	

\* \* \*

## 宮津市告示第5号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間が平成23年12月31日に満了する次の者について、継続して指定しなかったため、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成24年1月17日

宮津市長 井上正嗣

## 指定番号 宮下水道指定第54号

- (1) 名 称 水星興業株式会社
- (2) 所 在 地 舞鶴市大字森小字峠40番地の5
- (3) 代 表 者 代表取締役 渡 辺 功 次

指定番号 宮下水道指定第64号

- (1) 名称 山添設備水道工事所
- (2) 所在地 与謝郡与謝野町字四辻1023番地の1
- (3) 代表者 山添雅利

\* \* \*

宮津市告示第6号

次の者について、宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成24年1月20日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第6号

- (1) 名称 松田板金工業所
- (2) 所在地 宮津市字宮村1579番地の2
- (3) 代表者 松田恭二郎

指定番号 宮下水道指定第9号

- (1) 名称 松本板金
- (2) 所在地 宮津市字宮町1342番地
- (3) 代表者 松本一清

指定番号 宮下水道指定第87号

- (1) 名称 大和ブラミング
- (2) 所在地 舞鶴市字浜1038番地
- (3) 代表者 坂田一平

\* \* \*

宮津市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <以下揭示済>  
氏名 友松敏恵
- 3 変更年月日 平成24年1月12日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
平成24年1月31日

宮津市長 井上正嗣

## 公 告

宮津市公告第1号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年1月11日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

\* \* \*

## 宮津市公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成23年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成24年1月12日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日  
平成24年1月12日
- 2 縦覧の場所  
宮津市産業振興室（別館3階）

\* \* \*

## 宮津市公告第3号

宮津農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供します。

なお、本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、これを申し出ることができます。

平成24年1月24日

宮津市長 井上正嗣

- 1 縦覧期間  
自 平成24年1月24日  
至 平成24年2月23日
- 2 縦覧場所  
宮津市産業振興室（別館3階）
- 3 意見書の提出先等
  - (1) 提出先 宮津市産業振興室
  - (2) 提出方法 郵送又は持参によることとし、電話での意見は受け付けません。
  - (3) 提出期限 平成24年2月23日  
ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。
  - (4) 提出に当たっての注意事項
    - ア 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外は提出できません。
    - イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載してください。
    - ウ 意見書は、日本語により記載されたものに限ります。
  - (5) 意見書の処理方法  
意見書に対する個別の回答は行わず、宮津農業振興地域整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。
- 4 異議の申出先等
  - (1) 申出先 宮津市産業振興室
  - (2) 申出方法 郵送又は持参によることとします。
  - (3) 申出期限 平成24年2月23日の翌日から起算して15日以内。ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。
  - (4) 申出に当たっての注意事項  
異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うものとします。この場合、

異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

- ・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・異議申出に係る農用地利用計画の変更案
- ・異議申出人が、農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・異議の申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った日
- ・異議申出の趣旨及び理由
- ・異議申出の年月日

#### 宮津農業振興地域整備計画変更理由書

- 1 農業振興地域整備計画の変更  
経済事情の変化その他情勢の推移
- 2 農用地利用計画の変更  
農用地区域からの除外

除外の理由	農用地等以外の用途に供することを目的とし、要件を全て満たしている
-------	----------------------------------

土地の所在	地番	面積	除外後の用途区分	根拠法令
宮津市字今福小字込山	333	615.00㎡	住宅用地	法第13条第2項

\* \* \*

#### 宮津市公告第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項及び森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第5条第1項の規定により宮津市森林整備計画を変更したいので、森林法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を下記のとおり縦覧に供します。

なお、宮津市森林整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

平成24年1月26日

宮津市長 井上正嗣

#### 記

- 1 縦覧の期間 平成24年1月27日から平成24年2月27日まで
- 2 縦覧場所 宮津市役所産業振興室基盤整備係（別館3階）

## 水道企業

### 《告示》

#### 宮津市水道告示第1号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第8条第3号に該当するため、宮津市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同規程第10条の規定により告示する。

平成24年1月17日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S99044号

- (1) 名 称 水星興業株式会社
- (2) 所在地 舞鶴市大字森小字峠40番地の5
- (3) 代表者 代表取締役 渡 辺 功 次

\* \* \*

**宮津市水道告示第2号**

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成24年1月17日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第K98013号

- (1) 名 称 松本板金
- (2) 所在地 宮津市字宮町1342番地
- (3) 代表者 松 本 一 清

指定番号 宮水道指定第S06084号

- (1) 名 称 大和プラミング
- (2) 所在地 舞鶴市字浜1038番地
- (3) 代表者 坂 田 一 平

## 教育委員会

**〈告 示〉**

宮津市教育委員会告示第1号

平成24年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年1月13日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成24年1月25日（水）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

## 農業委員会

**〈告 示〉**

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年1月5日

宮津市農業委員会

会長 小 嶋 保 徳

- 1 日 時 平成24年1月10日（火）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
  - 議第1号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
  - 議第2号 非農地証明について
  - 議第3号 農用地利用集積計画について